

えびの市体育施設指定管理候補者選定委員会の審査結果について

社会教育課市民体育係

令和5年10月18日の指定管理候補者選定委員会で、選定基準に基づいて審査を行い、以下のとおり指定管理者の候補者を選定しました。

1 施設の概要

名 称	えびの市体育施設
所 在 地	えびの市大字島内 2044 王子原運動公園 他 12 施設
施設の設置目的	市民の体力の向上及び健康の維持増進並びにスポーツの振興を図るため、地方自治法 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき設置された施設である。

2 指定管理者公募の概要

募 集 期 間	令和5年8月24日～令和5年9月25日
指定管理者が行う業務等	(1) 施設等の運営に関する業務 (2) 施設等の維持管理に関する業務 (3) スポーツ推進に関すること。 (4) 自主事業に関すること。 (5) 市及び教育委員会等が実施する事業への協力に関すること。 (6) 避難所開設等に関すること。 (7) 利用者の安全確保に関すること。 (8) その他体育施設の管理運営に関すること。
指定管理者の選定基準	(1) 市民の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。 (2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。 (3) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込み (5) その他、施設の設置目的を達成するために必要な事項
指 定 期 間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

3 審査方法及び選定委員会等

審 査 方 法	<ul style="list-style-type: none">提出された申請書等について、市が募集要項に示した資格要件の適否を審査するえびの市体育施設指定管理候補者選定委員会を設置し、選定委員会において、プレゼンテーション、ヒアリングを実施した上で審査を行い、選定委員会委員の合計得点が評価点満点（500点）の6割（300点）以上の得点を有し、かつ選定委員会委員の過半数が承認した団体を候補者として選定する。
---------	--

指定管理候補者選定委員会	委員長 えびの市教育委員 委員 外部の有識者（税理士） 委員 教育委員会が適当と認める者 委員 教育委員会が適当と認める者 委員 教育委員会が適当と認める者
審査項目及び配点	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。（20点） ・施設の効用を最大限に発揮するものであること。（25点） ・施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること（25点） ・施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。（20点） ・その他、施設の設置目的を達成するために必要な事項（10点） 合計100点

4 審査結果等

申請者	えびの市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	
審査結果	書類審査、プレゼンテーション、ヒアリングを実施し、総合的な評価を行った。 総合評価の採点結果は、次のとおり <u>候補者：えびの市総合型地域スポーツクラブ連絡協議（358点）</u>	
選定結果	指定管理候補者	えびの市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
	選定理由	選定委員会の審査の結果、選定委員の合計得点が選定基準としている300点以上を超えており、体育施設の運営におけるこれまでの管理実績やノウハウを活かした管理運営ができる点、また市民の平等な利用の確保、施設の適正な維持管理、地域への貢献が高く評価され、選定に至ったところです。

(採 点)

応募 事業者	基本選定基準	配 点	採点					得点
			委 員 ①	委 員 ②	委 員 ③	委 員 ④	委 員 ⑤	
えびの市総合型 地域スポーツク ラブ連絡協議会	住民の平等な利用の確保、サ ービスの向上	20	17	10	16	14	14	71
	公の施設の効用を最大限に 発揮するものであること	25	21	12	18	19	16	86
	施設の適切な維持並びに管 理に係る経費の縮減	25	22	14	17	18	14	85
	施設の管理を安定して行う 人員、資産その他経営の規模 及び能力を有しており、又は 確保できる見込	20	16	11	18	18	13	76
	その他、施設の設置目的を達 成するために必要な事項	10	9	10	8	6	7	40
	合 計	100	85	57	77	75	64	358